

無くしたい養護家族による高齢者虐待

高齢者虐待とは、高齢者に対する身体的・心理的虐待、介護や世話の放棄・放任などのことです。社会的な問題となり平成18年に「高齢者虐待防止法」が施行され、発見した場合は市町村に相談・通報を行ない、市町村は調査した上で関係機関と連携して迅速に高齢者保護の措置をとっています。厚労省調査によれば全国の平成20年度中の虐待件数は、介護施設職員によるもの70件、世話をしている家族養護者によるものが14,899件ですが、これは実際の件数の一部とも言われています。諏訪広域連合のアンケート調査でも、ケアマネジャー110人のうち31%の人が、担当している利用者の中で高齢者虐待事例があったと答えています。

続柄では、息子が40%で娘が15%と実子によるもの55%、配偶者によるものが22%を占めており、人生の最晩年で身近な家族間で虐待をひきおこす事態はどちらにとっても地獄であり、なんとしても無くしたいものです。背景には家族の長年の人間関係などもありますが、何といたっても限界に達した介護疲れがあります。在宅介護支援の一層の整備や、介護者とりわけ男性介護者への支援が課題です。

